

サービス利用料金

①居宅介護支援に関するサービス利用料金は以下の通りですが、介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

居宅介護支援費（Ⅰ）

要介護 1・2

10,860円

要介護 3・4・5

14,110円

加 算	加算額(月)	算 定 要 件
初回加算	3,000円	新規に居宅サービス計画を作成する場合や、要支援者が要介護認定を受け居宅サービス計画を作成する場合。要介護状態区分が2区分以上変更された場合。
入院時情報連携加算(Ⅰ)	2,500円	利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 ※入院日以前の情報提供を含む ※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。 ※(Ⅰ)・(Ⅱ)の同時算定は不可。
入院時情報連携加算(Ⅱ)	2,000円	利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。 ※(Ⅰ)・(Ⅱ)の同時算定は不可。
退院・退所加算(Ⅰ) カンファレンスの参加 無	連携1回 4,500円 連携2回 6,000円	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定する。ただし、「連携3回」を算定できるのは、そのうち1回以上について入院中の担当医等との会議(退院時カンファレンス等)に参加して、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上でケアプランを作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に限る。 ※ 入院又は入所期間中につき1回を限度。また、初回加算との同時算定不可。
退院・退所加算(Ⅱ、Ⅲ) カンファレンスの参加 有	連携1回 6,000円 連携2回 7,500円 連携3回 9,000円	
特定事業所加算(Ⅱ)	4,210円	① 常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上配置。 (利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は、同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務しても差し支えない) ② 常勤専従の介護支援専門員を3名以上配置。 (利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は、同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務

		しても差し支えない) ③ 利用者情報等の伝達等のための会議を定期的開催。 ④ 24時間連絡体制と利用者等の相談対応体制の確保。 ⑤ 計画的な研修を実施。 ⑥ 地域包括支援センターからの困難事例への対応。 ⑦ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会や研修等に参加。 ⑧ 特定事業所集中減算の不適用。 ⑨ 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たりの45名未満。 ⑩ ケアマネジメント技術に関する実習に協力又は協力体制を確保。 ⑪ 他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同の事例検討会、研究会の実施。 ⑫ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援サービス（インフォーマルサービス含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している事。
通院時情報連携加算	500円	利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上でケアプランに記録した場合

○その他

※退院時、一連のケアマネジメント業務を行ったが利用者の死亡により給付に至らなかった場合でも下記に記した要件を満たす場合は居宅介護支援費を算定させていただく事があります。

《算定要件》

- ・モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の（原案の）作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っていること。
- ・居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録で残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておくこと

②近隣市町村以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合、支援活動に係る交通費の実費をいただく場合があります。

実施地域・・・鹿屋市及び肝付町（旧高山町）、東串良町、大崎町とします。

③介護保険料の滞納がある場合は、サービス利用料金を全額負担していただく場合があります。

事業対象者、要支援1、要支援2（利用料金） ※地域包括支援センターより委託

【1】介護予防・ケアマネジメントAの場合

- ・4,420円 ただし、
- ① 初回の場合、初回加算として3,000円が追加になります。
- ② 居宅介護支援事業所への委託連携を図った場合、3,000円が追加になります。

【2】ケアマネジメントBの場合（概ね3ヵ月毎）

- ・4,420円 ただし、
- ③ 初回の場合、初回加算として3,000円が追加になります。
- ④ 居宅介護支援事業所への委託連携を図った場合、3,000円が追加になります。

※事業対象者、要支援1、要支援2ともに同一料金